

令和2年度第3回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

令和3年1月29日(金)に開催した都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

- 1 日 時 令和3年1月29日(金) 午後1時30分～ 午後4時18分
- 2 場 所 兵庫県農業共済会館 7階大会議室 (神戸市中央区)
- 3 議事要旨

○第1号議案：阪神間都市計画道路（1.5.8号名神湾岸連絡線ほか4路線）の変更

【議案の説明】

（名神湾岸連絡線）

名神高速道路、阪神高速3号神戸線（大阪方面）及び阪神高速5号湾岸線を連絡し、阪神高速3号神戸線と国道43号に集中している交通を阪神高速5号湾岸線に分散させることにより、周辺地域の交通渋滞の解消や交通安全、沿道環境の改善を図るとともに、災害時等に強い道路ネットワークの確保、関西3空港の一体運用、阪神港等の物流拠点への直結による物流ネットワークの強化を図るため、都市計画道路に本路線を追加する。

（浜手幹線）

名神湾岸連絡線の追加に伴い、西宮インター交差点部において一部区域を変更する。

（今津東線）

名神湾岸連絡線の追加に伴い、周辺地域の道路交通が分散されることから、一部区間の車線の本数を4車線から2車線に変更する。

（浜甲子園線）

名神湾岸連絡線の追加に伴い、臨海部の道路交通が分散されることから、一部区間を廃止する。

（湾岸側道1号線）

接続する浜甲子園線の一部区間の廃止に伴い、交差点部の一部区域を変更する。

【概要】

種 別	名 称	区 域	構 造		変更概要
	路線名	延 長	車線の本数	幅員	
自動車専用道路	名神湾岸連絡線	約 2,010m	2 車線	15m	追加
幹線街路	浜手幹線	約12,520m	6 車線	50m	一部区域変更
	湾岸側道1号線	約 5,750m	4 車線	65m	一部区域変更
	浜甲子園線	約 2,800m	4 車線	27m	一部区間廃止
	今津東線	約 3,380m	2 車線	27m	車線数変更

【主な意見等】

都市計画審議会における環境影響評価結果の取り扱いや道路計画・環境影響評価手続における地元説明状況等について質問があった。

また、沿道住民の合意状況、名神湾岸連絡線の整備効果、大気（PM2.5や二酸化窒素等）・騒音等の環境影響評価についての質問や補償に関する要望があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

○第2号議案：播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）の都市計画に係る環境影響評価に関する事項の調査について（諮問案件）

【議案の説明】

本案件は、今後、当審議会に付議を予定している標記の都市計画について、あらかじめ環境影響評価に関する事項の調査を諮問するものである。

播磨臨海地域道路は、国道2号バイパス及び国道250号の慢性的な交通渋滞等の解消を図るため、神戸市西区～太子町を結ぶ延長約50kmの道路である。

平成28年5月、国により、整備の優先区間及び当面、都市計画・アセスを進める区間（第二神明～広畑間）が決定され、計画段階評価を経て、令和2年11月に第二神明から広畑までの延長約36kmのルート帯が決定された。

[調査事項]

1 環境影響評価法に基づく以下の事項

- (1) 方法書に関する事項
- (2) 準備書に関する事項
- (3) 評価書に関する事項

[概要]

1 対象道路

- (1) 種類 : 一般国道の改築
- (2) 区間 : 自) 神戸市
至) 姫路市
- (3) 区間延長 : 約36km
- (4) 車線数 : 4車線
- (5) 設計速度 : 80km/時

2 対象都市計画区域

東播都市計画区域、中播都市計画区域

※神戸市都市計画区域については神戸市が決定

【主な意見等】

委員から、名神湾岸連絡線のアセス手続との違い、関係市町の現在の手続状況、及び事業者が実施したアンケート・意見聴取の結果等について質問があった。

また、環境影響評価の評価項目について要望があった。

【今後の進め方】

環境影響評価に関する事項について、専門委員にあらかじめ調査を依頼し、当該都市計画案が付議されたときに、専門委員に調査結果を求め、あわせて審議を行うこととする。

.....

4 お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課都市行政班
(078) - 362 - 3578

※ この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、4月上旬には同センターにおいて閲覧できる予定です。